

米国におけるキャッシュレス化の現状

中沢 潔
JETRO/IPA New York

1 サマリー

世界の金融取引情報を提供するウェブサイト Forex Bonuses が 2017 年 9 月に発表した、世界の経済大国トップ 20 カ国の中で最もキャッシュレス化が進む 10 カ国は、上位から順に、カナダ、スウェーデン、英国、フランス、米国、中国、オーストラリア、ドイツ、日本、ロシアである(11 位以降は未発表)。ここに含まれていないが、韓国については、UBS 社が 2018 年 4 月に発表した調査レポート(Shifting Asia: The Road to Cashless Societies)は、同国における消費者の金融取引における現金決済の占める割合は過去 10 年間で大幅に減少しており、アジア地域で最もキャッシュレス化の進んだ国としている。

米国では、一般的な米国人の日常的な決済行動は依然として保守的であり、米消費者の月間取引件数ベースで最も頻りに利用されている決済手段は現金(全体のおよそ 30%)で、次にデビットカード(同約 26%)、クレジットカード(同約 21%)、オンラインバンキングと請求書の支払いやオンラインでの銀行口座振り込み、モバイル決済を含むデジタル決済手段の利用頻度は全体のおよそ 8.9%で、これは小切手とほぼ同程度、また、決済手段別の平均取引額では、現金は平均 23 ドルと主に少額の決済で用いられており、カード決済は平均 26~61 ドル、200 ドル以上の高額決済では、小切手や為替、オンラインでの銀行振り込み等のキャッシュレス決済が最も多く用いられているとする調査がある。別の調査においては、米国民のおよそ 70%が現在も毎週現金を使って買い物を行っているが、現金での支払いを行っている割合は年間所得 3 万ドル以下の低所得者層において特に高くなっていることが明らかになっており、キャッシュレス経済への動きは、米国が抱える格差社会の問題を大きくしている。

米国では、モバイル端末を利用した個人間送金/決済サービスの活用がミレニアル世代を中心に近年急速に拡大している。現在 PayPal 社傘下の「Venmo」は、無料の P2P 送金アプリケーションとして 2009 年に登場し、ミレニアル世代の間でその後爆発的に普及した(同アプリを介した総決済額は 2018 年第 4 四半期にはおよそ 190 億ドル)。一方、Venmo に顧客を奪われることを危惧した米大手金融機関は 2017 年、Venmo に対抗した個人間送金/決済サービス「Zelle」を共同で立ち上げている(2018 年第 4 四半期における Zelle の総決済額はおよそ 350 億ドル)。

また、革新的なキャッシュレス(デジタル決済)サービスとして、Amazon Go(キャッシュレスコンビニ)、Apple Card(iPhone 端末で管理されるデジタルカード)、BlockCard(仮想通貨のデビットカード)を取り上げた。

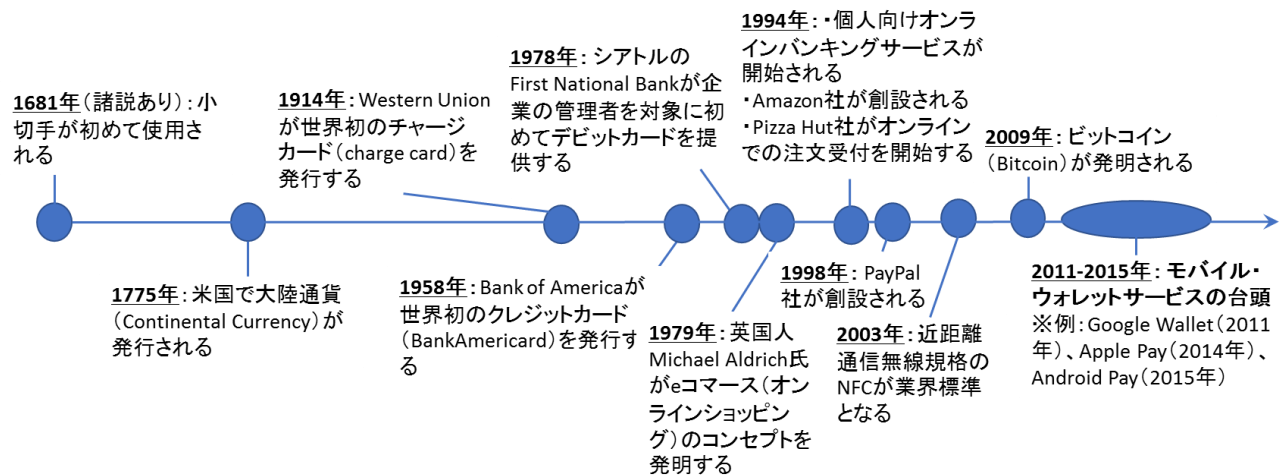
日本におけるキャッシュレス決済比率は 2016 年時点で 20%にとどまっており、同比率が 40~60%の欧米諸国や中国等と比較して、日本は依然として現金決済が主流であり、世界的にもキャッシュレス化で後れをとっている。2020 年の東京オリンピック・パラリンピックを念頭に、経済産業省は 2018 年 4 月に「キャッシュレス・ビジョン」を発表した。また、日本政府として、中小企業の事業者による電子決済システムの受け入れを拡大するための税優遇措置や助成金の提供、2019 年の消費税増税対策の一環としてキャッシュレス決済に対する最大 5%のポイント還元等を提案しており、金融機関や小売等の業界においてもキャッシュレス化に向けた動きが活発化しており、東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う小売店でのキャッシュレス決済の普及を含め、今後の動向が注目される。

2 世界で拡大するキャッシュレス社会

(1) 多様化する決済手段

キャッシュレス取引(cashless transaction)とは、紙幣や通貨といった現金を用いず、小切手、口座振替、クレジットカード等を通じて金融取引を行うことである¹。現金以外の決済手段が日常的に用いられるようになったのは、インターネットを通して口座の残高照会や振込・振替などの銀行サービスが利用できるオンラインバンキングが普及し始めた 1990 年代であり、その後、PayPal のような金銭の授受を仲介するオンライン決済サービスや、Google 社や Apple 社等の提供する PC や携帯電話からのオンライン支払いを容易にするデジタル・ウォレットサービス、IC カード又はスマートフォンに対応した非接触型(NFC)決済サービス、電子請求書・決済サービスなど、様々なデジタル決済サービスの登場に伴い、2010 年代までに欧米諸国を中心にキャッシュレス決済の活用が急速に広まった²。

図表 1: 決済手段の発展(に係る出来事)の経緯



※チャージカードとは、使用した額を翌月に一括返済するマンスリークリア式のカードを指す。クレジットカードと異なり、分割返済(リボ払い)は不可能。

出典: 各種資料を基に作成

モバイル等のテクノロジーの発展に伴い決済手段は大きく進化し、最近では、キャッシュレス決済というと、PayPal や NFC 決済、デジタル・ウォレットなどの電子(デジタル)決済を主な対象として考える傾向にある。そして、金融取引において現金を用いない真のキャッシュレス社会を実現する上では、ビットコイン等のデジタル通貨を用いて、電子的な決済手段のみを通じて金銭の交換・記録を行うことが目指されている³。

(2) 世界におけるキャッシュレス化の進行状況

a. キャッシュレス化のグローバル(地域・国別)トレンド

Capgemini 社と BNP Paribas 社が 2018 年 10 月に発表した調査レポート(World Payments Report 2018⁴)によると、世界の非現金取引件数は 2015-16 年にかけて 10.1%増加し、2016 年に 4,826 億件となっており、同数は 2021 年までに年平均成長率(CAGR)12.7%の伸びを記録、8,764 億件に達すると予測されている。この非現金取引の急成長を牽引するのは、ロシア(2015-16 年の成長率 36.5%)、インド(同 33.2%)、

¹ <https://www.getcertgo.com/blog/demonetization-cashless-transaction/>

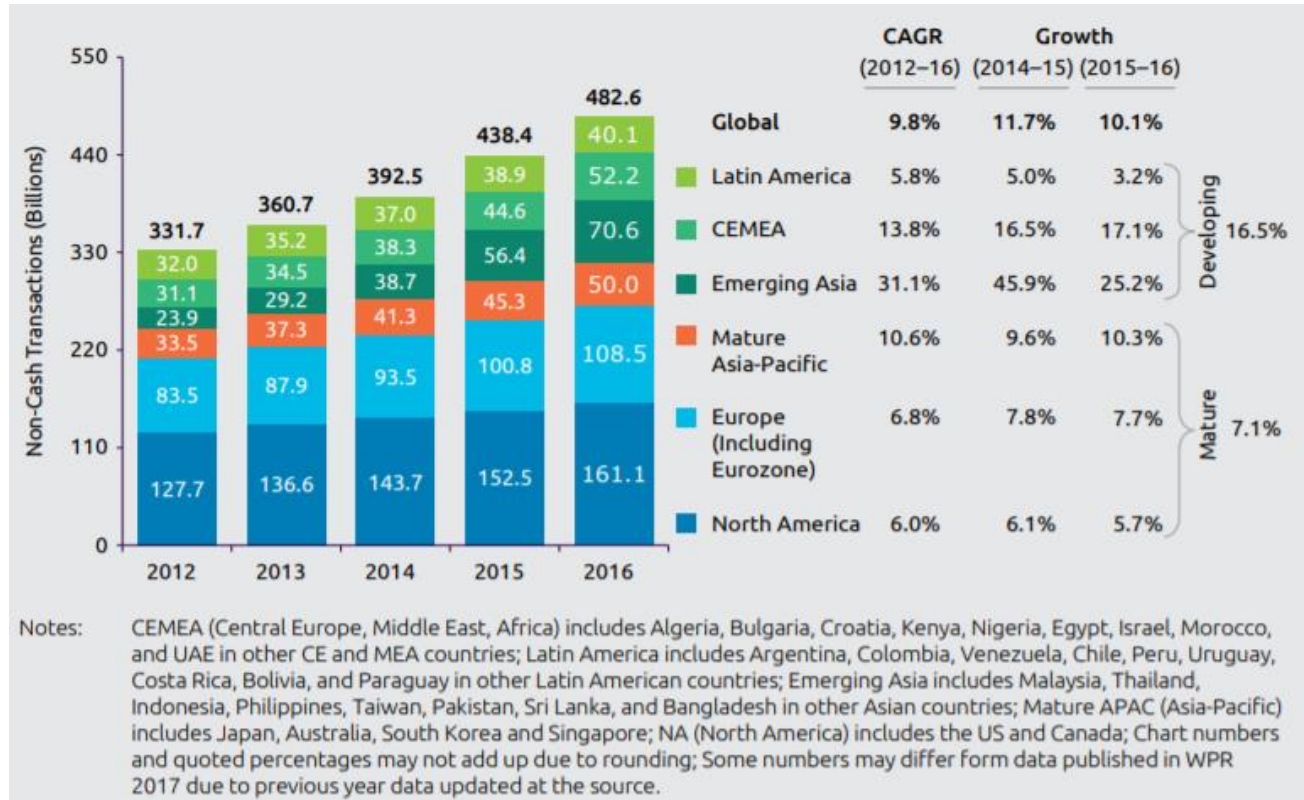
² <https://medium.com/@FOTONBANK/history-of-cashless-payments-ae59d84ca736>

³ <https://www.worldatlas.com/articles/which-are-the-world-s-most-cashless-countries.html>

⁴ <https://worldpaymentsreport.com/resources/world-payments-report-2018/>

中国 (25.8%) を中心とする新興市場国であり、日本、韓国、シンガポール、オーストラリアや北米、欧州をはじめとする成熟市場国は 7.1% の安定成長を維持している。新興市場国における非現金取引件数は、現在、全世界のおよそ 3 分の 1 を占めるが、e コマースの発展に伴い急速にモバイル決済が普及している中国や、政府が高額紙幣の廃止⁵やデジタル決済を積極的に推進しているインドなどの新興アジア国を中心に、新興市場国の非現金取引件数は 2021 年までに年平均成長率 21.6% のペースで成長し、全世界の非現金取引件数の約半分を占め、成熟市場国を上回る見込みである。

図表 2: 世界の地域別非現金取引件数の推移 (2012~16 年)



出典: World Payments Report 2018

世界の金融取引情報を提供するウェブサイト Forex Bonuses は 2017 年 9 月、世界の経済大国トップ 20 カ国の中で、最もキャッシュレス化が進む 10 カ国のランキングを発表した(図表 3 参照)⁶。同ランキングでは、各国の状況を、①国民 1 人当たりのクレジットカード保有数、②国民 1 人当たりのデビットカード保有数、③発行されているカードのうちコンタクトレス機能(非接触型 IC チップ搭載)を有するカードの割合、④過去 5 年間におけるキャッシュレス決済の成長率、⑤消費者の金融取引において現金以外の決済手段の占める割合、⑥どのようなモバイル決済サービスが利用可能かについて認識している人の割合、の 6 つの要素を基準として評価し得点を算出(10 点満点中)している。

同調査では、金融機関と政府の積極的なキャッシュレス経済推進政策により、2023 年までに世界初のキャッシュレス社会となることが見込まれているスウェーデン⁷をわずかな得点差で上回り、カナダが第 1 位とな

⁵ インド政府は 2016 年 11 月、テロリストへの資金供給や違法薬物の取引、脱税等を防ぐため、1,000 ルピー札と 500 ルピー札の 2 種類の高額紙幣の廃止を突如宣言し(その後 500 ルピーは新札となり、新たに 2,000 ルピー札も発行された)、国中が大混乱に陥った。

⁶ <http://www.forexbonuses.org/cashless-countries/>

⁷ <https://interestingengineering.com/sweden-how-to-live-in-the-worlds-first-cashless-society>

っている。カナダは、国民 1 人当たりのクレジットカード保有数が米国に次いで高く、消費者の金融取引において現金以外の決済手段の占める割合もスウェーデン及びフランスに次いで高い一方、国民 1 人当たりのデビットカード保有数は 0.7 枚で、同調査の対象国 20 カ国中で最も低くなっている⁸。また、3 位の英国は、現金以外の決済手段の占める割合のほか、発行されているコンタクトレスカードの割合や国民 1 人当たりのデビットカード保有数が高いことが特徴である。同ランキングで特に注目されるのは中国であり、過去 5 年間のキャッシュレス決済の成長率や利用可能なモバイル決済サービスを認識している人の割合、発行されているコンタクトレスカードの割合といった評価要素が、他国と比べ突出して高い一方、現金以外の決済手段の占める割合が日本(14%)を下回っており、依然として現金中心社会であることがうかがえる。

図表 3: 世界で最もキャッシュレス化の進む主要経済大国トップ 10 カ国

順位	国	得点	クレジットカード保有数 (国民 1 人 当たり)	デビットカード保有数 (国民 1 人 当たり)	コンタクトレス機能を有するカードの割合(%)	過去 5 年間のキャッシュレス決済の成長率(%)	現金以外の決済手段の占める割合(%)	利用可能なモバイル決済サービスを認識している人の割合(%)
1	カナダ	6.48	2.16	0.7	26	16	57	39
2	スウェーデン	6.47	1.04	0.98	25	13	59	47
3	英国	6.42	0.88	1.48	41	15	52	47
4	フランス	6.25	0.1	0.65	39	14	59	38
5	米国	5.87	2.9	0.94	23	12	45	48
6	中国	5.17	0.33	3.28	56	100	10	77
7	オーストラリア	4.92	1	1.75	39	10	35	39
8	ドイツ	4.14	0.06	1.25	26	10	33	48
9	日本	3.12	0.67	3.3	26	12	14	27
10	ロシア	1.95	0.22	1.35	18	22	4	57

出典: Forex Bonuses

なお、上記ランキングには含まれていないが、アジアにおけるキャッシュレス先進国の一つとして近年大きな注目を集めているのが韓国である⁹。韓国政府は、1997 年のアジア通貨危機後、脱税防止と国内消費の活性化のために、年間利用額に対する税控除制度や年商 240 万円以上の小売店に対するクレジットカードの取り扱い義務化といったクレジットカードの利用を推進している¹⁰ほか、2020 年までにキャッシュレス社会を実現させることを目指しており、韓国の中央銀行(Bank of Korea: BOK)は 2017 年 4 月、小銭をプリペイド/モバイルカードにチャージしてコンビニエンスストアやデパートなどで利用できるようにするコインレス社会の実現に向けた試験を開始、2018 年 5 月には、ブロックチェーン及び仮想通貨の活用も検討していることを明らかにしている¹¹。スイスの大手金融グループ UBS 社が 2018 年 4 月に発表した調査レポート(Shifting Asia: The Road to Cashless Societies)によると、消費者の金融取引において現金決済の占める割合が日本や中国を含む大部分のアジア諸国で依然として高くなっているが、韓国における同割合は過去 10 年間で大幅に減少しており、アジア地域で最もキャッシュレス化の進んだ国となっている¹²。

⁸ <https://www.telegraph.co.uk/money/future-of-money/10-cashless-countries-world-does-uk-rank/>

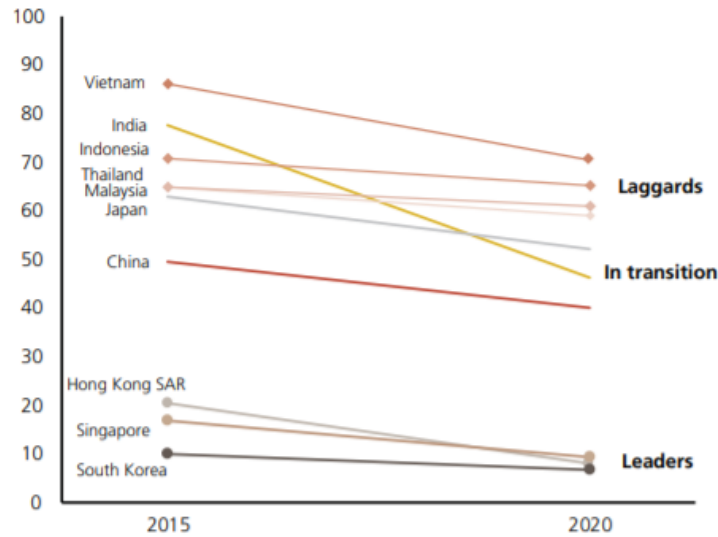
⁹ Forex Bonuses は 11~20 位の国の順位及び各国の基準項目の数値・得点を公表していないため、韓国が同ランキングに含まれていない具体的な理由等については不明である。

¹⁰ <https://www.japantimes.co.jp/news/2018/12/03/reference/japan-grudgingly-heads-toward-cashless-society/#.XKsaY5gzZPY>

¹¹ <https://cointelegraph.com/news/south-korean-central-bank-crypto-and-blockchain-to-provide-cash-free-society>

¹² https://www.ubs.com/global/en/wealth-management/chief-investment-office/our-research/new-technology/2018/cashless-societies/_jcr_content/mainpar/toplevelgrid_1907913616/col2/innergrid/xcol1/linklist/link_1744099167.0119816157.file/bGluay9wYXRoPS9jb250ZW50L2RhbS9hc3NidHMvd20vZ2xvYmFsL2Npbj9kb2Mvc2hpZnRpbmctYXNpYS1jYXNobGVzcy1zb2NpZXRpZXMtdXMucGRm/shifting-asia-cashless-societies-us.pdf

図表 4: アジア主要国における消費者の金融取引額に占める現金取引額の割合(予測)(2015~20年)

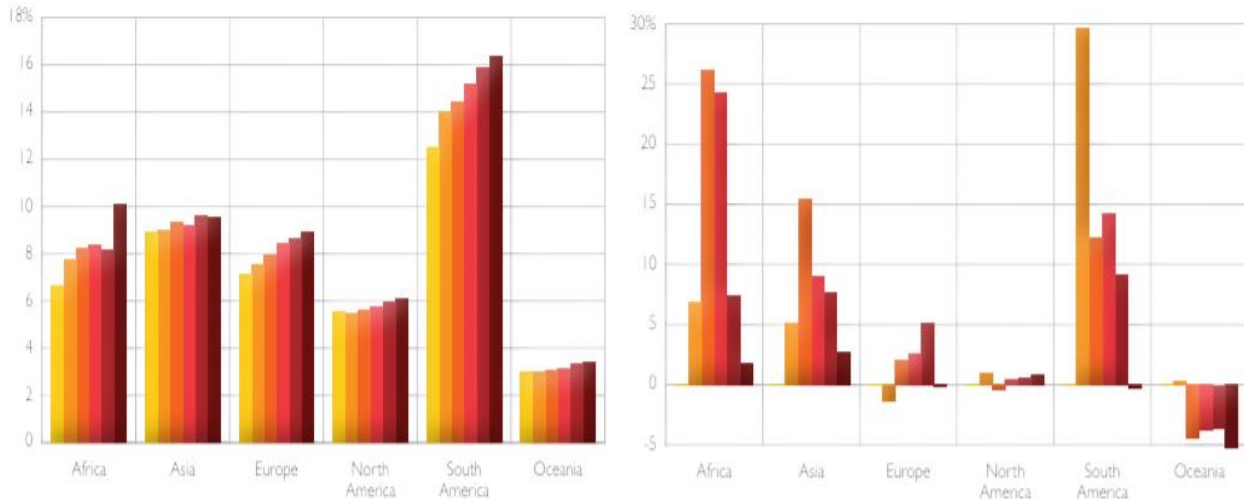


出典: UBS

b. 世界で拡大する現金需要

非現金取引件数は世界的に増加し続けており、程度の差はあれ、主要国でデジタル決済を中心とするキャッシュレス化が進んでいる。他方で、英警備サービス大手 G4S 社が世界人口の 75%、世界の GDP の 90%以上をカバーする世界 47 カ国を対象に実施した調査(G4S Cash Report 2018)では、世界における現金流通残高(Cash in Circulation:CIC)の対 GDP 比は、2011 年の平均 8.1%から、2016 年には同 9.6%に増加したことが明らかになっており、近年のモバイルをはじめとする電子決済の多様化と普及にもかかわらず、現金は、依然として世界のあらゆる地域で最も広く用いられている決済手段となっている。なお、ATM からの現金引き出し額も、オセアニア地域を除く地域でほぼ増加傾向にある¹³。

図表 5:世界の各地域における対 GDP に占める現金流通残高(左、2011~16年)と ATM からの現金引き出し額の増減率(右、2012~16年)推移

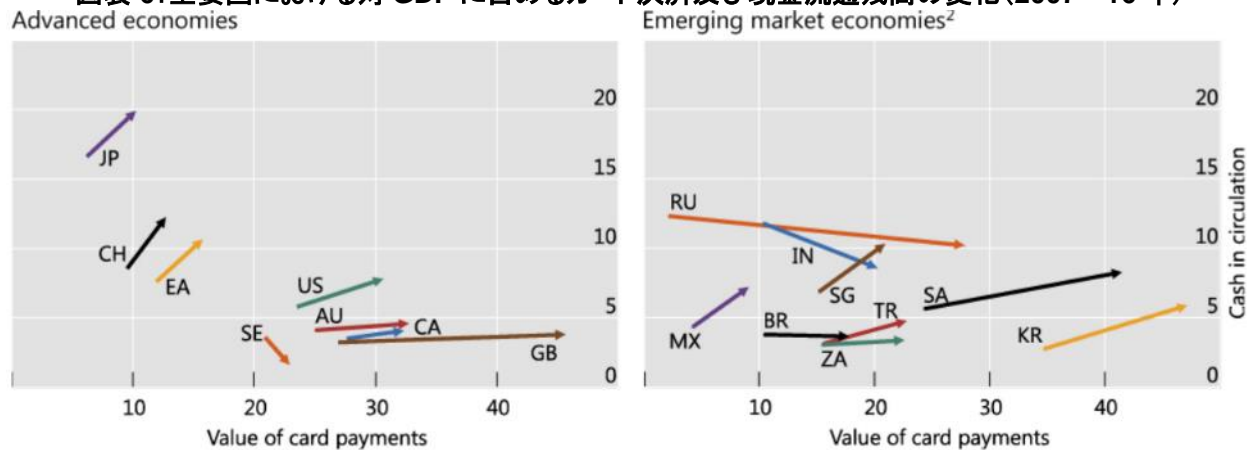


出典: G4S

¹³ <https://www.g4scashreport.com/-/media/g4s/cash-report/files/2018-world-cash-report---english.ashx>

また、国際決済銀行(Bank for International Settlements: BIS)による主要国の決済システム統計データ(通称「Red Book 統計データ」)を基にした分析によると、2007~16 年において対 GDP に占めるカード決済額の割合が増加する一方、現金流通残高が減少している(カード決済が現金決済の代替手段となっている)のはスウェーデンとロシア¹⁴のみで、その他の国ではカード決済額と現金流通残高の両方が増加傾向にある(図表 6 参照)。クレジットカードについては、頻繁に、そしてより少額の決済に用いられるようになってきているが、この背景には、世界中でカードを保有する人(特に新興市場国)やカードを取り扱う店が増加していることが一部影響している。BIS は、こうした傾向にもかかわらず、スウェーデン等の一部の国を除き世界中で現金需要が堅固である主な要因として、2007 年の世界金融危機後の金利の低下(預金・投資等の機会費用の低下)により現金需要が高まったことを挙げている¹⁵。なお、欧州では、EU 加盟国 12 カ国で現金決済の上限規制が敷かれる¹⁶など、2010 年代から主に犯罪や脱税防止のために現金利用を抑制する動きがみられるが、欧州中央銀行(ECB)は 2016 年 5 月、ユーロ圏の最高額紙幣である 500 ユーロの発行を 2018 年末以降廃止し、その流通量を段階的に減らす方針を明らかにしており¹⁷、今後のユーロ圏における現金流通に影響する見込みである。

図表 6: 主要国における対 GDP に占めるカード決済及び現金流通残高の変化(2007~16 年)



¹ 2007-16 changes. The start/end of an arrow represents 2007/2016, respectively. ² For South Africa, 2009-16 change. Data for China are not comparable with other jurisdictions and thus are not shown. Data are not available for Hong Kong SAR.

出典: BIS

主要国の間では、国民による電子決済の利用頻度が高く、現金需要が継続的に低下傾向にあり、その利用率が極めて低いことから、スウェーデンが世界で最初にキャッシュレス社会を実現する可能性が最も高い国として注目を集めている。スウェーデンでキャッシュレス化が急速に進展している背景には、人口密度が低く現金流通に伴うコストが高いことから、金融機関等がよりコスト効率の高い電子決済の利用を後押ししていることや、大銀行が比較的少なく決済分野における銀行間連携が容易であること¹⁸、好奇心に溢れ、テクノロジーフレンドリーな国民性により革新的なデジタル決済サービスの誕生と利用が推進されていること

¹⁴ ロシア政府は 2013 年 10 月、年商 6,000 万ルーブル(およそ 100 万ドル)の小売店に対しクレジットカードの取り扱いを義務付ける規制を導入するなど、クレジットカードの利用を積極的に推進している。

¹⁵ https://www.bis.org/publ/qtrpdf/r_qt1803g.htm

¹⁶ 例として、フランス(居住者:1,000 ユーロ、非居住者:1 万ユーロ)、スペイン(居住者:2,500 ユーロ、非居住者:1 万 5,000 ユーロ)、ベルギー(3,000 ユーロ)、ギリシャ(1,500 ユーロ)、イタリア(2,999.99 ユーロ)、ポルトガル(1,000 ユーロ)などが挙げられる。https://www.hks.harvard.edu/sites/default/files/centers/mrcbg/files/80_limiting.cash.pdf

¹⁷ この決定は、2015 年 11 月にパリで発生した同時多発テロ事件を受けて行われたものである。

<https://www.ecb.europa.eu/press/pr/date/2016/html/pr160504.en.html>

¹⁸ スウェーデンの民間銀行 6 社は、モバイル端末を用いてリアルタイム送金・決済が可能な「Swish」サービスを共同で開発し、2012 年より提供を開始している。

¹⁹などが挙げられる。しかし、スウェーデン国立銀行(Sveriges Riksbank)が実施した調査によると、現金が使えなくなりつつある現状について国民の 10 人中 3 人が不満を示すなど、キャッシュレス化に否定的な国民の割合は 2014 年の調査時より増加していることが明らかになっており、同銀行では、完全なキャッシュレス社会の実現への道はまだ長く、最もコスト効率の良い方法で国民が預金や現金の引き出しを行える手段を確立することが当面の課題としている²⁰。

(3) キャッシュレス社会のメリットとデメリット

世界的にキャッシュレス化の流れが加速する中、キャッシュレス社会をめぐる議論も盛んに行われているが、そのメリットやデメリットについては主に以下のような点が指摘されている²¹。

図表 7: キャッシュレス社会のメリットとデメリット

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・決済及び管理面での利便性の高さ— 政府は紙幣／硬貨の発行・管理にかかるコストを削減できるほか、消費者は十分な現金を所持しているか気にせずに日常生活を送れるようになる。また、小売店等においても売上金の管理が容易になる ・消費活性化— 現金の手持ち額を超えて金融機関に預けている資金にクレジットカードの与信枠を加えた総額にまで予算制約が拡大する ・海外決済が容易に— 外国で買い物をする際に、現地通貨に両替する手間を省ける ・消費行動の追跡— 消費者個人又はグループの消費行動をたどり様々な傾向を把握することで、政府は関連データを用いて住宅、交通、エネルギー管理等の政策向上に役立てることができる ・犯罪／脱税防止— 取引の痕跡が残らない現金取引が主流である違法薬物等の闇市場対策やマネーロンダリング／脱税対策の強化、テロ資金の縮小につながる 	<ul style="list-style-type: none"> ・プライバシー問題— 電子マネーを管理する企業や政府が個人の購入履歴や保有金に関する情報を取得・管理することで、データ／資金の不正利用につながる可能性がある ・ハッキングの脅威及び技術的な障害による決済への影響— あらゆるスマートデバイスはハッキングの脅威に晒されており、口座情報及び資産が盗まれる可能性がある。また、停電や携帯電話の充電切れ等により決済が行えなくなるリスクがある ・公平性の欠如— デジタルプラットフォームに不慣れな高齢者や、銀行口座、クレジット／デビットカード、スマートフォンを持たない貧困層などは、多様なデジタル決済手段を享受することができない ・決済手数料— 大部分の ATM では、現金の引き出しに手数料はかからず現金での買い物に追加料金はかからないが、カードでの支払いなどデジタル決済には手数料が発生する場合がある ・浪費— 現金と比較して、使った額を実感できないデジタル決済では、金銭感覚が麻痺し、浪費家が増える可能性が懸念されている ・マイナス金利の影響— マイナス金利政策が導入された場合、金融機関はマイナス化による金利の支払いを手数料という形で顧客に転嫁する可能性がある

出典: the balance.com 等の情報を基に作成

スウェーデンのように、現金取引を支えるインフラの維持コストを削減するため、デジタル決済手段への移行を積極的に推進する国もあるが、急速なキャッシュレス化は、現金に依存する一部の消費者層の金融排除につながる恐れがあると警告する専門家もいる²²。米国では、主に低所得者層に対する影響への懸念から、キャッシュレス化を規制する動きが強まっており、その動向については次章で紹介する。

¹⁹ 革新的なデジタル決済サービスの例として、スマートフォン端末と接続可能な小型のカードリーダーを用いて、クレジットカード等の決済が可能な「iZettle」サービスなどが挙げられ、同サービスは、ホームレスを支援する雑誌販売時の決済手段としても利用されている。

²⁰ <https://www.g4scashreport.com/-/media/g4s/cash-report/files/2018-world-cash-report---english.ashx>

²¹ <https://www.thebalance.com/pros-and-cons-of-moving-to-a-cashless-society-4160702>

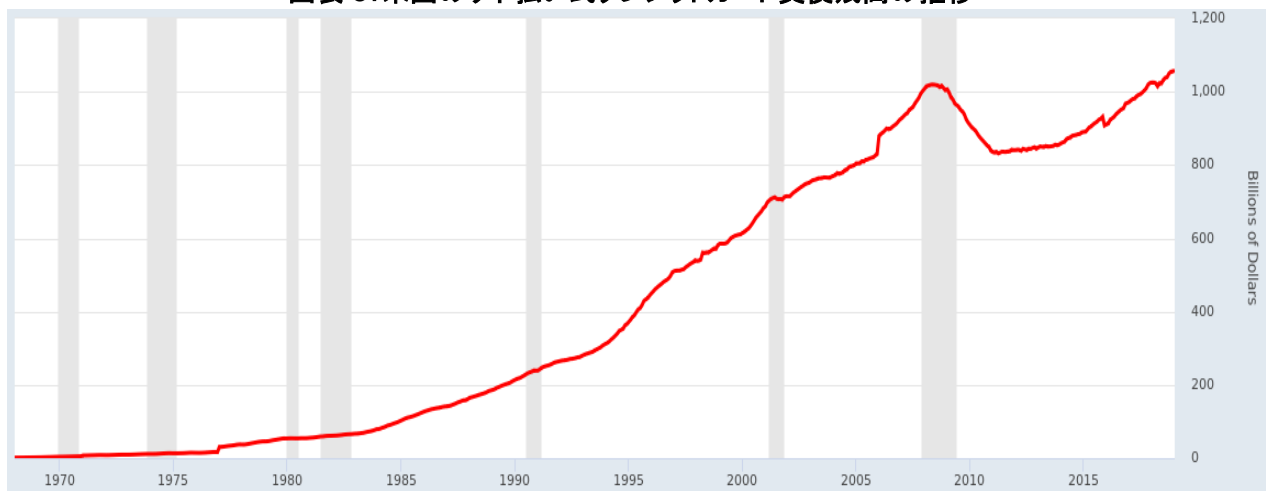
²² <https://www.bbc.com/news/business-46596154>

3 米国におけるキャッシュレス化の現状

(1) キャッシュレス化の経緯とそれを牽制する動き

米国では、1970 年の銀行秘密情報報告法 (Bank Secrecy Act of 1970²³) の制定後、特にクレジットカードの普及に伴うキャッシュレス化が一気に進んだ。1958 年に Bank of America 社が発行を開始した世界初の消費者向けクレジットカード「BankAmericard」を源流として²⁴1976 年に Visa 社が誕生し、リボ払いが可能な同カードは米国民の間でその後爆発的に普及した。1980 年代はじめから米国民の貯蓄率は低下する一方、負債金利の水準はそれほど下がらなかったことから、クレジットカードは米金融機関にとって重要な収益源の一つになっており²⁵、クレジットカード大国として知られる米国のリボ払い式クレジットカードの負債残高は、現在、1 兆ドルを上回るまでになっている (図表 8 参照)²⁶。

図表 8: 米国のリボ払い式クレジットカード負債残高の推移



出典: SD Bullion

米国は、クレジットカードのほか、PayPal や Apple Pay、Google Pay といった人気デジタル決済サービスの誕生国であるが、一般的な米国人の日常的な決済行動は依然として保守的であり、現金による決済がその多くを占める。アトランタ、ボストン、リッチモンド、サンフランシスコの連邦準備銀行 (Federal Reserve Bank) が共同で実施した米消費者の決済行動に関する調査 (The 2017 Diary of Consumer Payment Choice) によると、米消費者の月間取引件数ベースで最も頻繁に利用されている決済手段は現金 (全体のおよそ 30%) で、次にデビットカード (同約 26%)、クレジットカード (同約 21%) が続く。オンラインバンキングと請求書の支払いやオンラインでの銀行口座振り込み、モバイル決済を含むデジタル決済手段の利用頻度は全体のおよそ 8.9% で、これは小切手とほぼ同程度である。また、決済手段別の平均取引額では、現金は平均 23 ドルと主に少額の決済で用いられており、カード決済は平均 26~61 ドル、200 ドル以上の高

²³ 同法は、マネーロンダリングや脱税、違法薬物取引、テロリズムその他の犯罪活動を防止するため、金融機関に対し、こうした犯罪活動につながるおそれのある金融取引 (1 日当たりの合計取引額が 1 万ドルを超える取引) について記録・報告することを義務付けている。<https://www.ncjrs.gov/App/Publications/abstract.aspx?ID=132406>

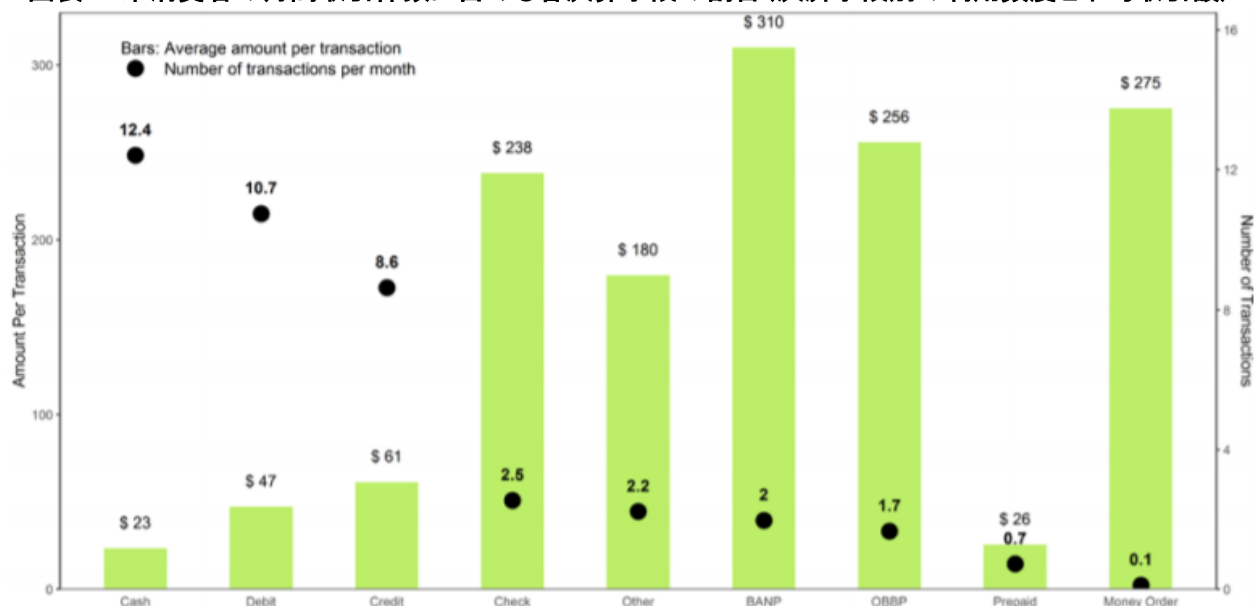
²⁴ Bank of America 社は、1950 年にニューヨークで誕生した複数のレストランで使える富裕層向けチャージカード「Diner's Club」からアイデアを得て BankAmericard の提供を開始、同カードを全米各地の銀行で発行し使えるようにした。1967 年にはカリフォルニア州の 4 銀行が BankAmericard の競合サービスとなる「MasterCharge」プログラム (1979 年に誕生した MasterCard の前身) を立ち上げている。<https://www.businessinsider.fr/us/history-of-credit-cards-2015-2>

²⁵ <https://www.visualcapitalist.com/video-the-history-of-credit-cards/>

²⁶ <https://sdbullion.com/worldwide-cashless-trends>

額決済では、小切手や為替、オンラインでの銀行振り込み等のキャッシュレス決済が最も多く用いられている(図表 9 参照)²⁷。

図表 9: 米消費者の月間取引件数に占める各決算手段の割合(決済手段別の利用頻度と平均取引額)



※「OBPP (online banking and bill pay)」はオンラインバンキングと請求書の支払いを指し、「BANP (bank account number payment)」はオンラインでの銀行口座振り込みを指す。また、その他 (other) には、PayPal、口座振替、モバイル決済、所得控除が含まれる。

出典: Federal Reserve Bank of Atlanta

米国におけるキャッシュレス化に関連した動きでは、ECB が 500 ユーロ紙幣の廃止検討を発表したのと同時期の 2016 年 2 月、クリントン政権下で財務長官を務めた経済学者の Larry Summers 氏が米 100 ドル札の廃止を訴え²⁸、国際通貨基金 (IMF) の元チーフエコノミストで、ハーバード大学経済学部教授の Kenneth Rogoff 氏も 2017 年に出版した本の中で、100 ドル札の廃止は犯罪や脱税の抑制につながるだけでなく、中央銀行による将来的な金融危機対策に資すると主張²⁹するなど、高額紙幣の発行を廃止すべきとの議論が活発に行われている。また、全米におよそ 100 店舗を展開するサラダ専門レストランの Sweetgreen やハンバーガーチェーンの Shake Shack、Starbucks や Blue Bottle Coffee などの人気レストラン/コーヒーショップチェーン店の中には近年、現金決済を基本的に受け付けないキャッシュレス店舗を試験的に開始する動きがみられる³⁰。これらのチェーン店がキャッシュレス化を推進する主な理由としては、精算プロセスの迅速化や現金の管理にかかる時間の節減、店舗が強盗に狙われるリスクの低減など利便性の高さを主張する声が多い³¹。

しかし、米国内ではレストラン等の実店舗におけるキャッシュレス化に対する意見は二分されている。米国の小売ビジネスのキャッシュレス化トレンドに対し、ペンシルベニア州フィラデルフィア市は 2019 年 2 月、こうした店舗を違法とし、現金の取り扱いを義務付ける法を全米都市で初めて制定した³²。7 月以降、同市内で現金を受け付けない又は現金決済を行う顧客に別料金を課している店には、最大 2,000 ドルの罰金が科

²⁷ <https://www.frbatlanta.org/banking-and-payments/consumer-payments/research-data-reports/2018/the-2017-diary-of-consumer-payment-choice.aspx>

²⁸ <https://www.washingtonpost.com/news/wonk/wp/2016/02/16/its-time-to-kill-the-100-bill/>

²⁹ <https://press.princeton.edu/titles/11148.html>

³⁰ <https://www.bloomberg.com/news/articles/2018-11-01/more-restaurants-want-your-money-but-not-your-cash>

³¹ <https://www.cnn.com/2018/01/26/cashless-technology-catches-on-at-restaurants.html>

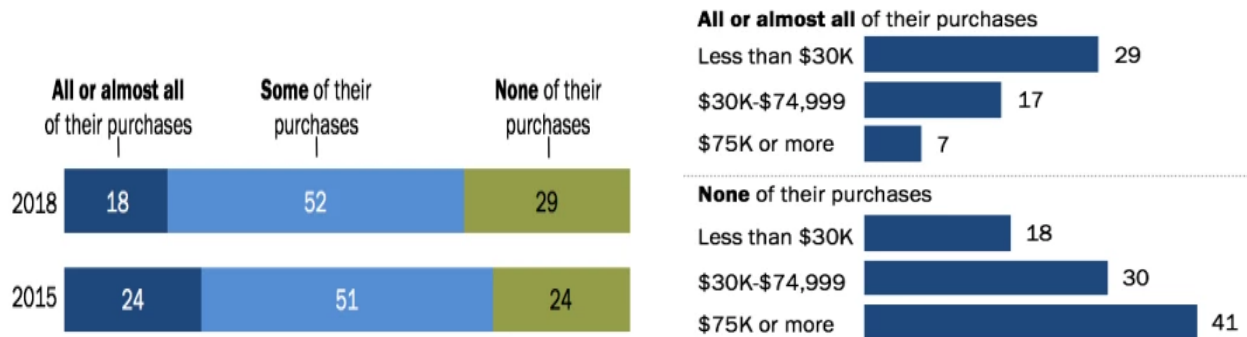
³² <https://www.philly.com/business/philadelphia-cashless-store-ban-jim-kenney-amazon-20190228.html>

されることになっているが、キャッシュレス店を禁止する規制は 2019 年 3 月にニュージャージー州でも成立し³³、ニューヨーク市やワシントン DC、サンフランシスコ、シカゴといった大都市を中心に同様の動きが拡大しつつある³⁴。

連邦法に、物やサービスと引き換えに現金を受け取ることを事業者に義務付ける規定はない³⁵が、キャッシュレス店舗に対抗する法の策定に動く政治家は、現金決済を禁止する小売業者は銀行口座又はクレジットカードを持たない人々に対し差別的で不公平な行為を行っているとは非難する³⁶。米連邦預金保険公社 (Federal Deposit Insurance Corporation: FDIC) によると、2017 年時点で米国のおよそ 4 分の 1 にあたる 3,200 万世帯が銀行口座を持たない (unbanked) 世帯、又は銀行口座を持っているがペイデイローン³⁷等の銀行以外の金融サービスも利用している (underbanked) 世帯であるという³⁸。銀行口座を持たない米国民の多くは、主に黒人やヒスパニック系住民で所得・教育水準があまり高くない消費者層に集中しており、ニューヨーク市においてキャッシュレス店を禁止する法を提案した Ritchie Torres 市議会議員は、「キャッシュレスは一見特に害のない印象を受けるが、よくみると、そのビジネスモデルの根底には陰険な人種差別が潜んでいる」と述べ、キャッシュレス店は特定の人種・階層の消費者の購買力を奪うことにつながると警告している³⁹。

米シンクタンクの Pew Research Center が 2018 年に米国民およそ 1 万 600 人を対象に実施した現金での決済頻度に関するアンケート調査においても、米国民のおよそ 70% が現在も毎週現金を使って買い物を行っているが、現金での支払いを行っている割合は年間所得 3 万ドル以下の低所得者層において特に高くなっていることが明らかになっている (図表 10 参照)⁴⁰。米国では、レストランチェーンなどが利便性を追求しキャッシュレス化を加速する中で、前述した人口のおよそ 4 分の 1 にあたる消費者層の存在を無視できなくなっており、キャッシュレス経済への動きは、米国が抱える格差社会の問題を大きくしている。

図表 10: 毎週現金で買い物をしている(していない)米国民の割合(左)と、年間所得別の現金活用状況(右)



出典: Pew Research Center

³³ ニュージャージー州は、1978 年からキャッシュレス店を違法として規制するマサチューセッツ州に続く 2 番目にキャッシュレス店を規制する州となる。 <https://why.org/articles/new-jersey-becomes-second-state-to-ban-cashless-businesses/>

³⁴ <https://www.forbes.com/sites/madhvimavadiya/2019/02/24/the-us-will-not-be-cashless-anytime-soon/#ac07e2b32047>

³⁵ https://www.federalreserve.gov/faqs/currency_12772.htm

³⁶ <https://www.nbcnews.com/business/business-news/when-stores-go-cashless-it-discrimination-n973676>

³⁷ ペイデイローン (Payday loan) とは消費者金融が給料を担保に提供する短期で高金利の小口ローンサービス。

³⁸ <https://www.fdic.gov/householdsurvey/>

³⁹ <http://www.grubstreet.com/amp/2018/11/new-bill-would-make-cash-free-businesses-restaurants-illegal.html>

⁴⁰ 人種や年齢別では、黒人及び 50 歳以上の人種・年齢層で現金への依存率が高くなっている。

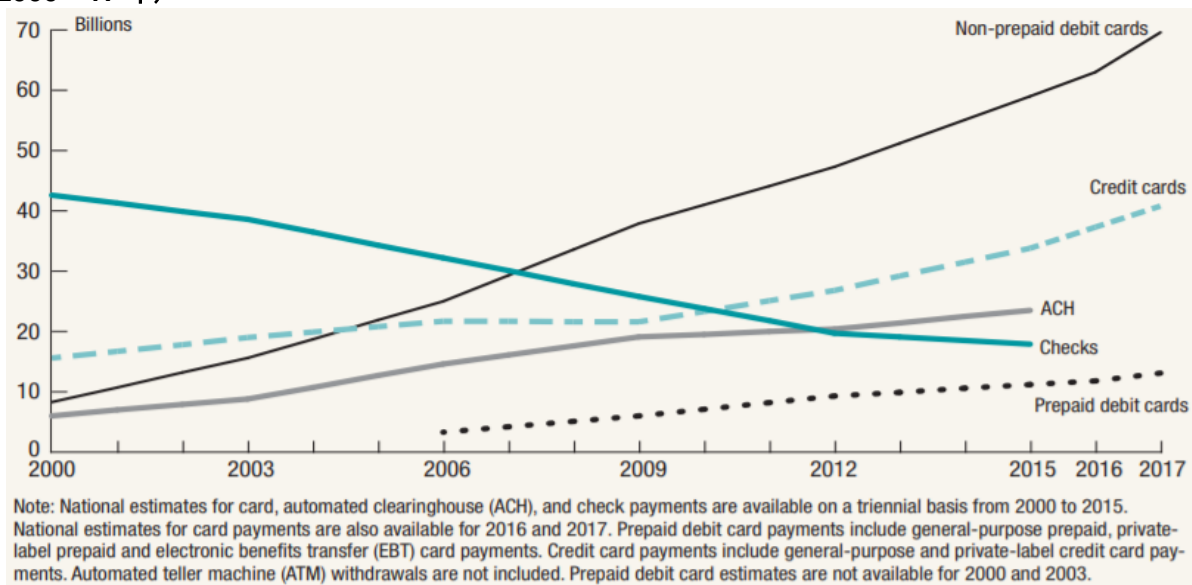
⁴¹ <https://www.pewresearch.org/fact-tank/2018/12/12/more-americans-are-making-no-weekly-purchases-with-cash/>

(2) 現金以外の決済手段の利用動向

連邦準備制度 (Federal Reserve System: FRS) は 2001 年から 3 年毎に実施している米国の消費者及びビジネス⁴²による非現金決済の利用動向に関する調査 (Federal Reserve Payments Study) を実施している。米国で用いられている非現金決済 (non cash payments) について、一般的に、クレジットカード、(プリペイド/非プリペイド型) デビットカード、ACH (Automated Clearing House) 送金⁴³、小切手が含まれ、これらの決済は、実店舗での商品購入や給与振込、請求書の支払いといった従来の金融取引と、モバイル決済、e コマース決済、オンライン請求書支払い等の比較的新しい取引手段において用いられていると定義している。FRS によると、2015 年時点で米国において最も頻繁に用いられている非現金決済はデビットカード (695 億件) であり、次にクレジットカード (338 億件)、ACH 送金 (235 億件)、小切手 (173 億件) と続くが、取引額ベースでは、ACH 送金による合計取引額 (145.3 兆ドル) が非現金取引額全体のおよそ 82% を占め、次に小切手 (26.83 兆ドル)、クレジットカード (3.16 兆ドル) と続き、デビットカード (2.56 兆ドル) による合計取引額が最も少額となっている⁴⁴。また、2016~17 年にかけても、デビットカードやクレジットカード、ACH 送金の決済頻度及び取引額がそれぞれ増加傾向にある。なお、小切手を用いた取引件数は 2000 年から一貫して減少傾向にあり、小切手を活用した取引件数は同期間において 4.8% 減となったが、取引額ベースでは 7.5% 増となっている⁴⁵。

こうした動向を踏まえ、以下では、米国における主なキャッシュレスサービス (小切手、クレジットカード、デビットカード、モバイル決済) の現状について紹介する。

図表 11: 米国の消費者及びビジネスで用いられている非現金決済のタイプ別利用頻度に関する動向推移 (2000~17 年)



出典: Federal Reserve System

⁴² 「ビジネス」には、非営利機関、営利機関、企業のほか、連邦政府、州政府、地方自治体等の政府機関も含まれる。

⁴³ ACH 送金は、元々小切手の精算に使われていた方法で、自動決済機関 (ACH) と呼ばれる送金ネットワークを利用して行われる銀行間の送金のこと。二者間送金や請求書の支払い、雇用主による銀行振り込み、政府給付プログラムなど、主に米国内の銀行間における小口決済に利用される。

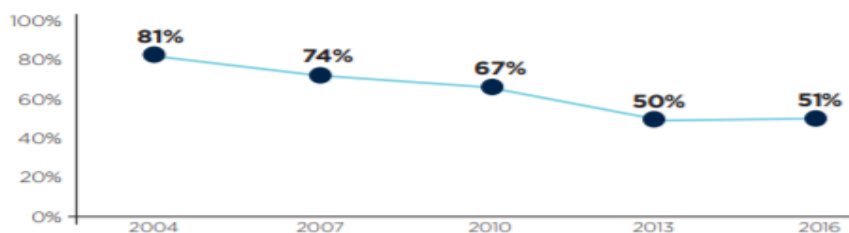
⁴⁴ 2016 年の Federal Reserve Payments Study より。 <https://www.federalreserve.gov/paymentsystems/2016-noncash-payments.htm#f6r>

⁴⁵ 2018 年の Federal Reserve Payments Study (2018 Annual Supplement) より。 <https://www.federalreserve.gov/newsevents/pressreleases/files/2018-payment-systems-study-annual-supplement-20181220.pdf>

a. 小切手

米国では、2001 年 9 月 11 日に発生した米同時多発テロ事件を受けて成立した 21 世紀に向けた小切手処理法 (Check Clearing for the 21st Century Act: Check 21 Act) により、物理的に小切手を銀行支店に持ち込む代わりに PC 等で小切手をスキャンしそのイメージを送信することで、口座への入金処理を行うことが可能になった⁴⁶。e コマースや他のデジタル決済サービスの普及・発展に伴い、小切手を用いた取引件数は減少傾向にあるが、米 AFP (Association for Financial Professionals) が実施した電子決済調査 (2016 AFP Electronic Payments Survey) によると、2016 年時点で米企業間の決済 (B2B payment) の 51% は依然として小切手が用いられている (2013~16 年にかけて同割合は 1% 増加した) ことが明らかになっている⁴⁷。

図表 12: 米企業間決済に占める小切手決済の割合推移 (2004~16 年)



出典: AFP

米国の金融機関や企業、政府機関を対象にクラウドベースのプリペイドソリューションを提供する TransCard 社の CEO、Greg Bloh 氏は、企業間支払いで小切手が好まれる理由として、①2 者間での金の移動、②送金データの記録・転送、③決済処理に必要なワークフローの 3 点で非常に使い易い決済手段となっていることを挙げている⁴⁸。特に小規模企業の事業主にとって、決済システムは小切手を中心に構築されており、その処理体制のワークフローを再構成することが困難なことや会計システムの刷新にかかる費用が高いことがネックとなっている。一方で、小切手の発行には 1 件あたり 4~20 ドルかかり⁴⁹、500 通の小切手を郵送するのに 235 ドルを要するとの推算もある⁵⁰など、その処理には多くの労力と費用を必要とするほか、郵送された 1 枚の小切手の処理に 8 人もの異なる人物が関わることで、偽造小切手等の詐欺行為に遭うリスクが高いことも指摘されている⁵¹。米国では、2016 年 9 月より、これまで数日を要していた ACH 送金の同日決済 (Same Day ACH) サービスが開始されており、緊急の請求書支払いや給与支払いなどに小切手の代替手段として企業が利用できるようになることが期待されている⁵²ほか、郵送によるセキュリティリスクを低減するための電子小切手 (echeck) の活用⁵³なども提案されている⁵⁴。

⁴⁶ それまで、米金融機関は紙の小切手を中央処理施設で分別し、各目的地 (にある金融機関) まで空輸便で小切手を一括して送っていたが、同時多発テロ事件の影響で航空機の運航が停止されたことを受け、470 億ドルに上る小切手決済が滞った。Check 21 Act は 2004 年に施行が開始され、連邦準備銀行 (FRB) によると、2011 年までにほぼすべての米金融機関において画像により小切手処理が実現されているという。 <https://www.businessinsider.com/the-death-of-the-paper-check-2013-3?IR=T>

⁴⁷ https://www.afponline.org/docs/default-source/default-document-library/pub/highlights_2016electronicpayments-final.pdf?sfvrsn=2

⁴⁸ <https://www.pymnts.com/news/payment-methods/2018/paper-checks-b2b-corporate-smb-payments/>

⁴⁹ <https://www.wsj.com/articles/u-s-companies-cling-to-writing-paper-checks-1394494772>

⁵⁰ <https://www.bill.com/sites/default/files/How%20Much%20does%20it%20Really%20Cost%20to%20Pay%20with%20Paper%20Checks.pdf>

⁵¹ <https://www.afponline.org/publications-data-tools/reports/survey-research-economic-data/Details/payments-fraud-2016>

⁵² <https://www.pymnts.com/news/b2b-payments/2016/tolexo-b2b-ecommerce-merchant-cash-advance-credit-procurement-alternative-finance/>

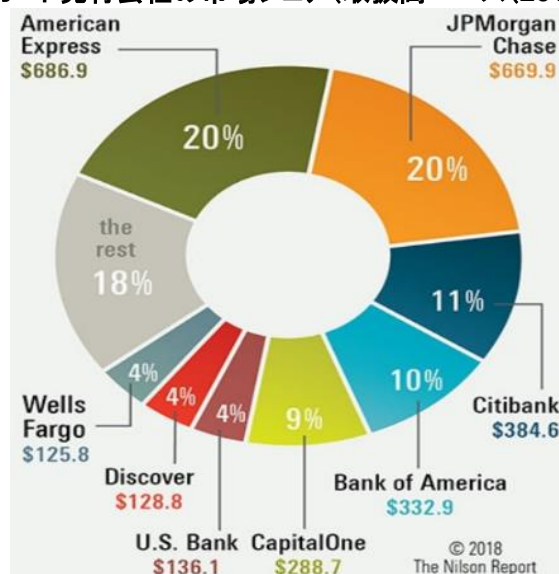
⁵³ 電子小切手では、電子メール上で小切手及び関連送金情報にアクセス (ダウンロード) できる安全なリンク情報を送信し、小切手の受け取り主は、従来の小切手同様、それを印刷し情報を金融機関に提出することで口座に預金できるようになっている。

⁵⁴ <https://www.entrepreneur.com/article/312722>

b. クレジットカード

米国銀行協会 (American Banking Association: ABA) によると、2017 年末時点で米国において開設されているクレジットカード口座数は 3 億 6,400 万件で、CreditCards.com は、1 億 8,900 万人の米国人が少なくとも 1 枚のクレジットカードを所持していると推算し⁵⁵、グローバル情報サービス企業 Experian 社の調査では、典型的な米消費者のクレジットカード所持数は 3.1 枚であることが明らかになっている⁵⁶。また、米クレジットカード発行会社の市場シェアでは、クレジットカード取扱高ベースで American Express 社 (6,869 億ドル) と JPMorgan Chase 社 (6,699 億ドル) が特に高くなっている (図表 13 参照)⁵⁷。

図表 13: 米クレジットカード発行会社の市場シェア (取扱高ベース (2017 年)、単位: 十億ドル)



※Visa、MasterCard、American Express、Discover クレジットカード発行会社。
出典: The Nilson Report

米クレジットカード発行会社は、2007 年後半に始まった金融危機と、2009 年に制定された「クレジットカード法 (Credit CARD Act of 2009⁵⁸)」の影響により、カードの発行対象を主に信用力の高い顧客に限定してきた。しかし、金融危機からおおよそ 10 年が経過した 2016 年には、多数の米金融機関で採用されているクレジットスコアである FICO Score で信用力が劣ると判断される 660 点以下の消費者層の間で新たに開設されたクレジットカード口座数は解約数をおおよそ 770 万件上回り、2014 年から同数は 3 年連続でプラスに転じており (図表 14 参照)⁵⁹、景気回復に伴いカード発行会社による新規顧客獲得競争が再び激化しつつある⁶⁰。上述のように、米国のリボ払い式クレジットカード負債残高は現在 1 兆ドルを超えるまでに拡大しているが、Pew Charitable Trusts の調査によると、毎月の収入額が消費額を上回る米国民の割合は全体の 46%にとどまっており⁶¹、負債が未払いに終わるリスクも高まっている。

⁵⁵ <https://www.creditcards.com/credit-card-news/ownership-statistics.php>

⁵⁶ <https://www.experian.com/blogs/ask-experian/state-of-credit/>

⁵⁷ https://nilsonreport.com/publication_newsletter_archive_issue.php?issue=1126

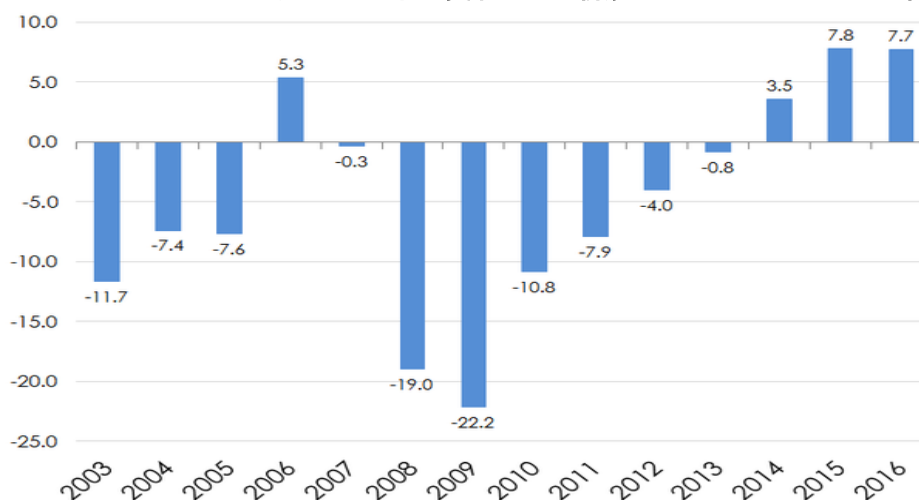
⁵⁸ クレジットカード法 (正式名: クレジットカード説明責任、責務及び開示法 (Credit Card Accountability Responsibility and Disclosure Act of 2009)) は、手数料や金利設定等に関するクレジットカード会社の悪質な行為から消費者を保護するために制定された連邦法で、顧客への通知なしに金利を引き上げを禁止することや、大学構内における 21 歳以下の未成年者を対象とした販促活動の制限、関連手数料の徴収要件の強化などを規定している。

⁵⁹ <https://www.fool.com/investing/2017/12/28/why-the-us-is-still-a-big-growth-market-for-visa-a.aspx>

⁶⁰ JPMorgan Chase 社は 2016 年後半、信用度の高いハイエンド向け顧客を対象に新規入会特典として 1,500 ドル相当のリワード特典を提供する Chase Sapphire Reserve クレジットカードの提供を開始し、業界の話題を集めている。

⁶¹ <https://www.pewtrusts.org/en/research-and-analysis/issue-briefs/2017/03/how-income-volatility-interacts-with->

図表 14: FICO Score が 660 点以下の米消費者による新規クレジットカード口座の増減数推移



出典: The Motley Fool

c. デビットカード

米国において、カード利用代金を即座に銀行の当座預金口座から引き落として決済を完了するデビットカードは、ATM が全米で普及し始めた 1970 年代～80 年代にかけて、金融機関が預金者の現金引き出しをカードにより自動化し小切手や銀行支店の出納係による処理コストを削減するために提供を開始し、用いられるようになった。米大手金融機関は、米小売店の店頭決済において特に小切手に代わる代替決済手段の一つとして暗証番号 (PIN) 方式のデビットカードの利用を積極的に推進したことで、1990 年代はじめまでに同カードは米消費者の間で広く普及した。先に市場を拡大していたクレジットカードブランドの Visa 社や MasterCard 社が、デビットカード決済を通じた手数料による収益拡大を狙いとし、各社のクレジットカードブランドでの決済を受け付けている店舗に対し、デビットカード決済も受け付けるよう義務付けたこともその普及を後押しするきっかけとなった⁶²。

米大手電子決済処理企業 TSYs (Total System Services) 社が実施した米消費者の決済手段に関する調査 (2016 TSYs U.S. Consumer Payment Study) によると、デビットカードを 1 枚以上所持している回答者の割合は 70% 以上に上ることが明らかになっている⁶³。米デビットカード発行会社の取扱高をみると、Wells Fargo 社や Bank of America 社、JPMorgan Chase 社といった消費者向け預金口座を多数有する大手金融機関が上位を占めている (図表 15 参照)⁶⁴。米国では、金融危機が信用市場の危機に拡大し、多数の消費者が決済手段をクレジットカードからデビットカードにシフトさせたことを受け、2012～15 年にかけてデビットカードによる決済数が増加した。連邦準備制度によると、同期間におけるデビットカードを用いた取引件数は年率 7.1%、取引額は同 6.8% のペースでそれぞれ増加しており、これは予めお金を入金してから使う前払い式のプリペイド型デビットカードを用いた取引数が特に増えたことが影響している⁶⁵。米大手金融機関は、2011 年 10 月に適用されたドッド＝フランク・ウォール街改革・消費者保護法 (Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act) 第 920 条のダービン改正 (Durbin Amendment⁶⁶) に伴い、各社の発行するデビットカードの大部分のリワードプログラムを廃止し、プリペイドカード等の規制対

american-families-financial-security

⁶² <https://www.americanbanker.com/opinion/why-debit-cards-will-survive-with-lower-swipe-fees>

⁶³ http://www.tsys.com/Assets/TSYS/downloads/rs_2016-us-consumer-payment-study.pdf

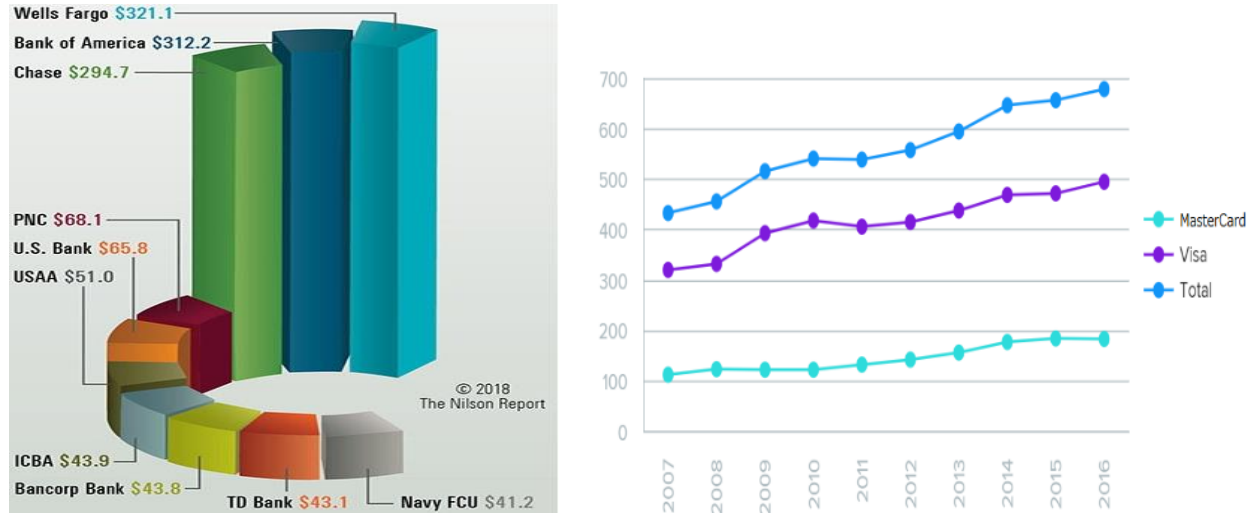
⁶⁴ https://nilsonreport.com/publication_newsletter_archive_issue.php?issue=1129

⁶⁵ <https://www.creditcards.com/credit-card-news/debit-card-statistics-1276.php>

⁶⁶ 同改正規則により、100 億ドル以上の資産を有するデビットカード発行会社は、徴収できるデビットカードの手数料を取引 1 件当たり平均 0.24 ドル (改正前から 45% 減) に制限された。<http://netzerofee.com/wp-content/uploads/2018/04/Durbin-Amendment.pdf>

象外の商品に注力するようになっており⁶⁷、2012 年までにプリペイド型デビットカードの決済件数は急速に増加した(図表 11 参照)。

図表 15: 米デビットカード発行会社トップ 10 企業(取扱高ベース(2017 年)、単位: 十億ドル)(左)と米国におけるデビットカード流通数の推移(単位: 100 万枚)(右)



出典: The Nilson Report、WalletHub

プリペイド型デビットカードについては、銀行口座を持ってない低所得者層向けカードという印象が強いが、米国では、2000 年代後半から 2010 年代初頭までのグレート・リセッション (Great Recession) 期に雇用減少や経済的困難を目的に負債を嫌うミレニアル世代⁶⁸の間で人気を集めている。フィラデルフィア連邦準備銀行 (Federal Reserve Bank of Philadelphia) が実施した調査によると、米ミレニアル世代は、PayPal 等のデジタル決済サービスのほか、プリペイド型デビットカードを他の決済手段の中から選択して用いる傾向にあり、年間所得が 10 万ドル以上の比較的裕福なミレニアル世代の世帯においても、そのおよそ 60% がプリペイド型カードを利用していることが明らかになっている⁶⁹。また、カナダの大手金融機関 TD Bank 社による調査では、19~36 歳の米国の若者のうち、プリペイド型デビットカードを使用した経験があると回答した割合は全体の 3 分の 1 に上り、同ミレニアル世代の 60% が近い将来同カードの利用を考えていると回答している。米国のミレニアル世代は、プリペイドカードの利点について、クレジット審査を経ずにすぐ利用できることや手数料がかからないこと、支出額を管理し易いことなどを挙げており、TD Banks 社のリテール入金決済製品部門を統括する Tami Farrow 氏は、「プリペイドカードは、多くの人が考えるよりも主要決済手段として広まっている」と述べている⁷⁰。

d. モバイル(デジタル)決済

モバイル決済/バンキングサービスは、米国で近年急速に拡大しつつある。英国ロンドンに本社を置くグローバル市場調査会社の Mintel 社が実施した調査 (Retail Banking and Credit Unions US 2018 Report) によると、これまでにデジタル決済サービスを利用したことのある米消費者はおよそ 40% で、銀行に預金口座を持つ米消費者の 60% 以上が日常的にモバイルバンキングアプリケーションを利用していることが明らかになっている⁷¹。また、TSYS 社による米消費者の決済手段に関する最新の調査結果では、クレジットカ

⁶⁷ <https://wallethub.com/edu/market-size/25538/>

⁶⁸ 1981~96 年頃に生まれた世代人口を主に指す。

⁶⁹ https://www.philadelphiafed.org/-/media/consumer-finance-institute/payment-cards-center/publications/discussion-papers/2015/d-2015_millennials-revisited.pdf?la=en

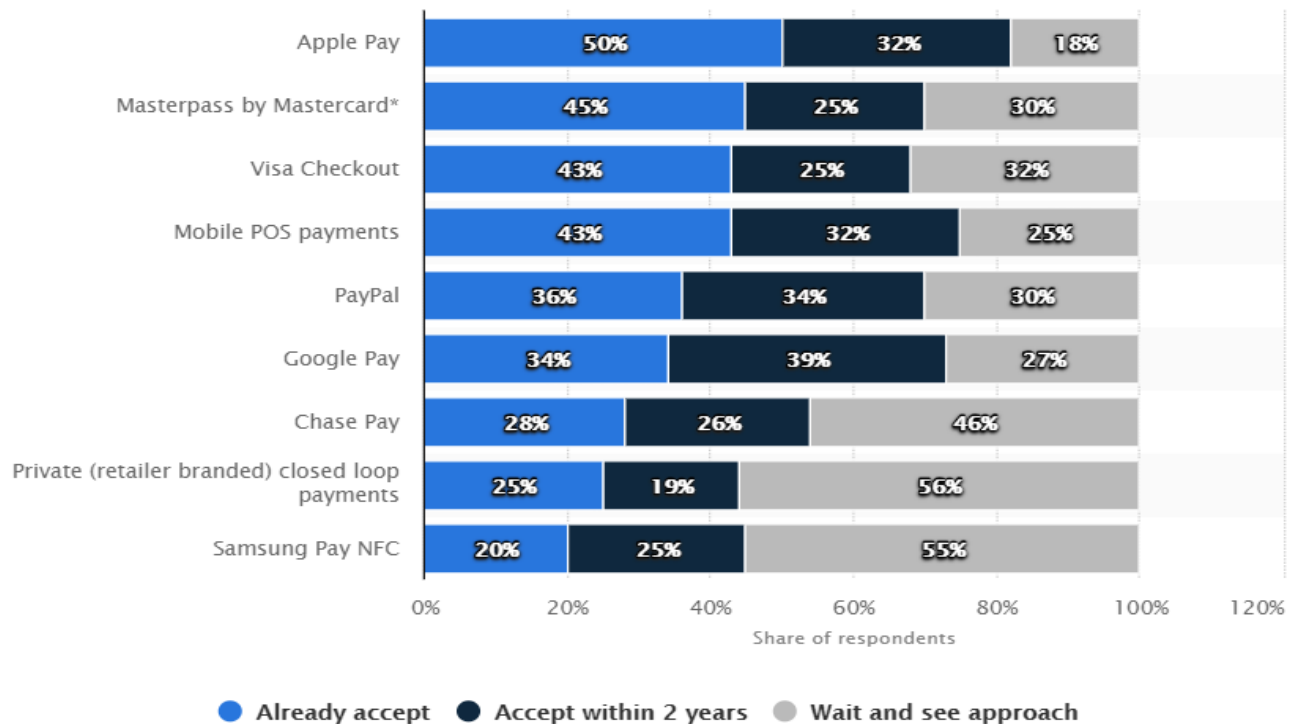
⁷⁰ <https://capepaymentexperts.com/millennials-embrace-prepaid-debit-cards/>

⁷¹ <https://www.mintel.com/press-centre/financial-services/mobile-banking-mainstreams-in-the-us-while-digital-payments-fall-short>

ード又はデビットカードの代わりにモバイル・ウォレットサービスを用いたいと考える米消費者の割合は 51% に上っているほか(2016 年の調査時から 11%増加)、モバイル決済サービスを使い始めた米消費者で、今後 2 年以内に実店舗で行う買い物の 50%について同決済を利用する予定であると回答した割合は 68%に上る⁷²など、モバイル(デジタル)決済を積極的に活用したいと考える消費者が増加傾向にある。米国においてモバイル決済の活用を牽引するのはミレニアル世代を中心とする若年層であり、前述の Mintel 社の調査でも、オンライン又はモバイルアプリケーションを介してデジタル決済サービスを使ったことのある米消費者の割合は、ミレニアル世代及び 18~23 歳までのスマートフォン世代(iGeneration)でそれぞれ 60%、61%と、ベビーブーム世代(20%)の 3 倍に上っている。

消費者によるデジタル決済サービスへの関心が高まる中、北米の小売店では、こうした決済手段を積極的に受け付けるようになってきている(図表 16 参照)⁷³。特に、2014 年のサービス開始時には米小売店のわずか 3%程度に利用が制限されていた Apple 社のモバイル端末対応決済サービス「Apple Pay」は、e コマースサイトをはじめとする対応店舗数の拡大に注力しており、2018 年末までに米国内の 60%の小売店舗が Apple Pay に対応することを表明するなど、対応店舗で競合他社に差をつけているほか、2017 年 12 月に追加された iMessage を活用した個人(iPhone ユーザー)間送金/決済サービス「Appel Pay Cash⁷⁴」を通じてサービスの利便性を高め、ユーザー数を伸ばしている⁷⁵。

図表 16: 北米の小売店で受け付けている又は今後受け付ける予定の主なデジタル決済サービスの種類 (2018 年 12 月時点)



出典: Statista

⁷² https://www.tsys.com/Assets/TSYS/downloads/rs_2017-us-consumer-payment-study.pdf

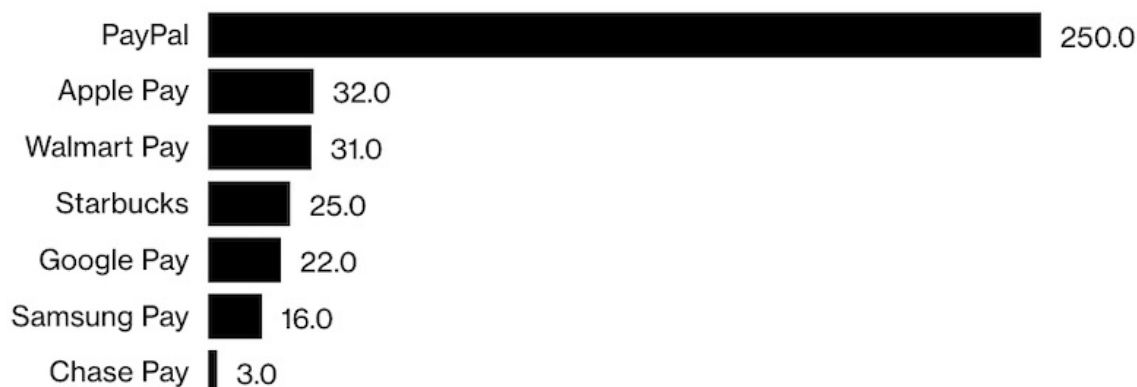
⁷³ <https://www.statista.com/statistics/384921/digital-payment-methods-retail-america/>

⁷⁴ <https://support.apple.com/fr-fr/HT207886>

⁷⁵ Loup Ventures 社は、2018 年 8 月時点で、Apple Pay のユーザー数は 2 億 5,200 万人(iPhone ユーザーの 31%)と推定している。<https://loupventures.com/apple-pay-increasingly-central-to-iphone/>

⁷⁶ <https://www.macrumors.com/2018/10/31/apple-pay-making-up-ground/>

図表 17: 米国で毎月 2 回以上取引を行っている主要モバイル決済サービスのアクティブユーザー数
(単位: 100 万人)



出典: MacRumors

なお、米国では、モバイル端末を利用した個人間送金／決済サービスの活用がミレニアル世代を中心に近年急速に拡大している。その火付け役となったのが現在 PayPal 社傘下の「Venmo」で、友人間でのお金のやり取りを絵文字やメッセージ等と共にフィードとして残し共有しながら気軽に行える無料の P2P 送金アプリケーション(「ソーシャルペイメント(social payment)」アプリ)⁷⁷として 2009 年に登場した同サービスはミレニアル世代の間でその後爆発的に普及した⁷⁸。Venmo は 2017 年 10 月より、米国内の 200 万店舗以上の小売店で利用できる決済サービスにも対応しており⁷⁹、同アプリを介した総決済額は 2018 年第 4 四半期にはおよそ 190 億ドルに達している⁸⁰。

一方、Venmo に顧客を奪われることを危惧した米大手金融機関は 2017 年、Venmo に対抗した個人間送金／決済サービス「Zelle⁸¹」を共同で立ち上げている。30 行以上の米金融機関が参加する Zelle は、各金融機関の 8,600 万人以上のモバイルバンキング顧客を対象とするサービスで、各金融機関のモバイルバンキングサービス又は Zelle モバイルアプリを通じて、Venmo 同様、相手の電話番号又は電子メール情報のみが分かれば異なる金融機関の口座間でも無料で送金できる仕組みである。Zelle にソーシャル機能はないが、送金にかかる時間は数分程度となっており、Venmo や PayPal 等のサービスより短時間で送金処理を完了できる点を強みとしている⁸²。2018 年第 4 四半期における Zelle の総決済額はおよそ 350 億ドルで⁸³、Venmo は今後もミレニアル世代のユーザー層を維持することが見込まれる一方、米市場調査会社の eMarketer 社は、Zelle は既存顧客を囲い込む形でユーザー数を拡大し、2018 年中に月間アクティブユーザー数で Venmo を上回ると予測している(図表 18 参照)⁸⁴。

⁷⁷ ユーザーは、銀行口座又はデビットカードであれば無料で送金可能であるが、クレジットカードの場合は手数料がかかる。

⁷⁸ <https://www.fastcompany.com/40400786/how-peer-to-peer-payment-pioneer-venmo-grew-up-and-got-serious>

⁷⁹ <http://blog.venmo.com/paywithvenmo2million>

⁸⁰ <https://www.statista.com/statistics/763617/venmo-total-payment-volume/>

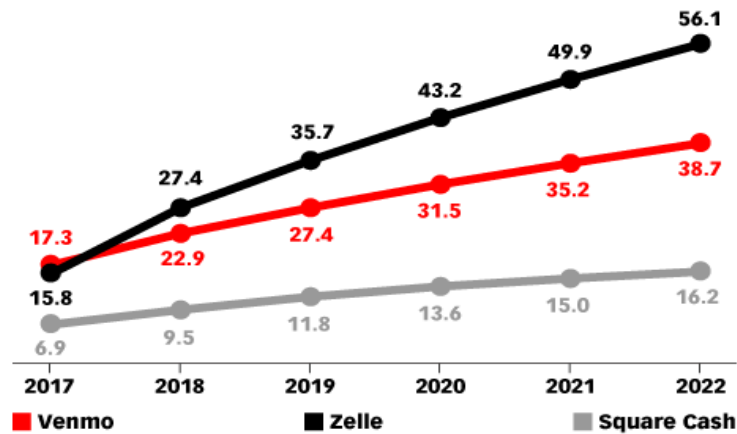
⁸¹ <https://www.zellepay.com/>

⁸² <https://techcrunch.com/2017/06/12/zelle-the-real-time-venmo-competitor-backed-by-over-30-u-s-banks-arrives-this-month/>

⁸³ <https://www.statista.com/statistics/871668/zelle-payment-volume-per-quarter/>

⁸⁴ <https://www.emarketer.com/content/zelle-will-overtake-venmo-in-2018>

図表 18: 米個人送金／決済プラットフォーム別月間アクティブユーザー数の推移予測(単位:100 万人)



Note: ages 18+; mobile phone users who have made at least one peer-to-peer (P2P) transaction via a mobile phone in the past month
Source: eMarketer, May 2018

※「Square Cash」とは、モバイル端末での安全なクレジット／デビットカード決済を実現する米モバイル決済プロバイダー Square 社の提供する無料の個人送金サービスを指す。

出典: eMarketer

(3) 革新的なキャッシュレス(デジタル決済)サービスの例

a. Amazon 社によるレジ無しコンビニエンスストア「Amazon Go」

Amazon 社は 2018 年 1 月、2016 年 12 月よりワシントン州シアトルで同社の社員を対象に試験展開していたキャッシュレスコンビニエンスストア「Amazon Go」を一般向けに正式オープンした⁸⁵。利用客は、店舗の入口に設置されたゲートでモバイル端末の Amazon Go アプリをスキャンして入店し、多数設置されたカメラが商品を追跡する店舗内で必要な商品を手に取り、店を出るだけでアプリを通じて購入商品のリストと金額が自動的に送られ決済を完了できる。Amazon 社は、洗練されたコンピュータビジョンと機械学習技術を用いてこのスムーズなレジ無し決済プロセスを実現しており、各顧客が棚から商品を取り出したり戻したりする動作がバーチャルカートへの商品追加／削除として認識される仕組みとなっている⁸⁶。

図表 19: (写真左から)シアトルのダウンタウンにある「Amazon GO」店舗内の入店ゲートと天井に設置された無数のカメラ、退店後にアプリに送信されるレシート



出典: The New York Times

Amazon 社は 2019 年 4 月時点で、シアトルに 4 店舗の Amazon Go ストアを構えるほか、シカゴやサンフランシスコにもそれぞれ 4 店舗、3 店舗のストアをオープンさせており⁸⁷、2018 年 9 月に Bloomberg が本件

⁸⁵ <https://www.seattletimes.com/business/amazon/amazon-go-cashierless-convenience-store-opening-to-the-public/>

⁸⁶ <https://www.nytimes.com/2018/01/21/technology/inside-amazon-go-a-store-of-the-future.html>

⁸⁷ <https://www.amazon.com/b?ie=UTF8&node=16008589011>

に詳しい情報筋の話として報じたところでは、同社は 2021 年までに同ストアを 3,000 店舗開設する計画を検討していることが判明している⁸⁸。他方で、上述した米国の複数の都市・州でキャッシュレス店を規制する動きが強まる中、Amazon 社は 2019 年 4 月、将来的に Amazon Go の各店舗で現金決済に対応する計画であることを明らかにした。具体的な時期や対応方法については不明であるが、同社の報道担当者は、「将来的にストアの利用客は、現金で精算しお釣りも受け取れるようになる」とコメントしている⁸⁹。

b. Apple 社製クレジットカード「Apple Card」

Apple 社は 2019 年 3 月末に開催した「It's Show Time」と呼ばれるメディアイベントで、Goldman Sachs 社及び Mastercard 社と提携し、独自のクレジットカードサービス「Apple Card⁹⁰」の提供を米国で今夏より開始すると発表した⁹¹。年会費や国際手数料、ペナルティとしての遅延手数料等を一切徴収しないことを謳った Apple Card は Apple 社のモバイル決済システムである Appel Pay を基盤とし、iPhone 端末で管理されるデジタルカードであるが、同カードの申請が認められたユーザー⁹²には、Apple Pay が利用できない場合も想定し、チタン製の物理カードも提供される。Apple Card はアプリストアやオンライン、実店舗など、MasterCard に対応していれば世界中で利用できる。なお、Apple Card の物理カードには、Apple 社のロゴと IC チップ、所有者の名前が刻印されているのみで、カード番号やセキュリティコード、有効期限、署名情報は一切示されておらず、決済ごとにモバイル端末を通じて毎回異なる暗証番号が発行される「ダイナミックセキュリティコード」システムにより、カード紛失時や決済時における安全性が担保されている⁹³。

図表 20: Apple Card の物理カードと Wallet アプリによるカード利用履歴データ



出典: Apple

また、Appel Card のユーザーは、カードの利用履歴に関する詳細データを Apple Wallet アプリから確認できるようになっており、Apple Maps のデータと機械学習技術を活用することでどの店で何を買ったかに関する情報をカテゴリ別に分類して表示し支出傾向を把握できるほか、「Daily Cash」と呼ばれる現金還元システムにより、Apple Card を使って行った取引を通じてバーチャルカードに毎日還元される⁹⁴現金 (Apple

⁸⁸ <https://www.bloomberg.com/news/articles/2018-09-19/amazon-is-said-to-plan-up-to-3-000-cashierless-stores-by-2021>

⁸⁹ <https://www.cnbc.com/2019/04/10/amazon-exec-tells-employees-that-go-stores-will-start-accepting-cash.html>

⁹⁰ <https://www.apple.com/apple-card/>

⁹¹ <https://9to5mac.com/2019/03/25/apple-unveils-apple-card-in-partnership-with-goldman-sachs/>

⁹² Apple 社は 2019 年 4 月時点で、Apple Card を取得できるユーザーの条件や資格についての詳細を明らかにしていない。

⁹³ <https://www.cnet.com/how-to/apple-card-for-iphone-sign-up-summer-launch-reward-details-for-apples-new-credit-card/#>

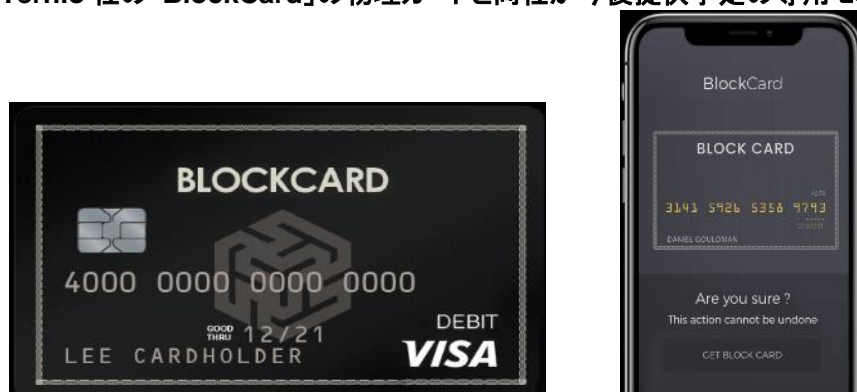
⁹⁴ Apple Pay では、Apple 社の製品・サービスの購入時には 3%、Apple Pay 使用時に 2%、物理カードの使用時に 1%の還元が受けられる。

Cash)残高を Apple Pay をはじめとする様々な決済に利用することも可能である⁹⁵。Apple Card が今後海外でも提供される可能性を含め、世界のスマートフォン市場が減速する中、新たな収益源を模索する Apple 社によるデジタル決済サービスの行方が注目される。

c. 仮想通貨を用いたプリペイド型デビットカード「BlockCard」

21 世紀の決済手段として注目を集めるビットコイン等の仮想通貨であるが、その技術基盤であるブロックチェーン⁹⁶を用いた決済ソリューションも消費者市場で徐々に普及しつつある。例えば、米ブロックチェーン企業の Ternio 社⁹⁷は 2019 年 1 月、オンラインや実店舗など、主要なクレジットカードが使える所であれば世界中で使用可能な仮想通貨のデビットカード「BlockCard」の提供を開始すると発表した。同カードは 2019 年 4 月時点で、ビットコイン(BTC)、イーサリアム(ETH)、ステラ・ルーメン(XLM)、テルニオ(TERN)、ライトコイン(LTC)、ビットコインキャッシュ(BCH)の 6 種類の仮想通貨に対応しており⁹⁸、これらの仮想通貨を保有するユーザーはカード申請承認後、それぞれのカード口座にいずれかの仮想通貨で特定の額をチャージすることで利用できるようになる。ユーザーは、デジタルカード又は物理カードのいずれかを選択することが可能であり、物理カードではプラスチック又は金属製のいずれかを選べるようになっている。Ternio 社の創設者兼最高執行責任者(COO)の Ian Kane 氏は、「我々の目標はブロックチェーンと仮想通貨の日常生活における活用を加速化することであり、BlockCard は仮想通貨が単なる投機的な資産であるという固定観念を消し、その真の有用性を認知させるきっかけになるだろう」と述べている⁹⁹。

図表 21: Ternio 社の「BlockCard」の物理カードと当社が今後提供予定の専用モバイルアプリ



※専用モバイルアプリでは、BlockCard での決済のほか、口座管理、カードによる購入履歴データの確認等を行える。

出典: Ternio

4 今後の展望と日本への示唆

決済手段は、利便性を追求する中で、硬貨や紙幣といった現金から、小切手、クレジット／デビットカード、スマートフォンアプリを介したモバイル(デジタル)決済へと進化を遂げ、デジタル技術の発展と共に、決済行

⁹⁵ <https://techcrunch.com/2019/03/25/apple-introduces-its-own-credit-card-the-apple-card/>
<https://www.cnet.com/how-to/apple-card-for-iphone-sign-up-summer-launch-reward-details-for-apples-new-credit-card/#>

⁹⁶ ビットコイン等の仮想通貨を送付する際の取引履歴データを記録する分散型台帳技術(P2P ネットワーク)のこと。

⁹⁷ Ternio 社 (<https://ternio.io/>) は 2017 年に創設されたジョージア州に拠点を置くスタートアップで、1 秒間で 100 万件以上の取引処理を実現するスケーラブルな企業向けブロックチェーンフレームワーク「Lexicon」を開発・提供している。

⁹⁸ <https://getblockcard.com/>

⁹⁹ <https://www.crowdfunder.com/2019/01/142987-u-s-blockchain-firm-ternio-launches-new-crypto-debit-card-blockcard/>

為は「フリクションレス(frictionless)」なものとなりつつある¹⁰⁰。レジ無しコンビニエンスストアをコンセプトとして掲げ、全米の大都市を中心に多数の店舗の拡大が見込まれている Amazon Go は、こうしたフリクションレス決済の最先端事例の一つであり、米国では、モバイルバンキングをはじめとするデジタル決済手段を好んで用いる傾向にあるミレニアル世代が、2019 年までに人口規模でベビーブーム世代を追い抜く見通しが示される中、キャッシュレス社会の実現に向けた今後の決済(お金)の形に大きな変化をもたらすと予想されている¹⁰¹。一方で、米国では最近、低所得者層差別としてキャッシュレス店を禁止する法の策定に向けた動きが複数の都市・州でみられ、Amazon 社もこうした反発の声を無視できない状況となっており、Amazon Go の各店舗において現金決済への対応を宣言するなど、小売業者が完全なキャッシュレス化を独自に推進することは厳しい状況にあり、キャッシュレス社会の実現に向けた道のりは遠いと考えられる。

日本におけるキャッシュレス決済比率は 2016 年時点で 20%にとどまっており、同比率が 40~60%の欧米諸国や中国等と比較して、日本は依然として現金決済が主流であり、世界的にもキャッシュレス化で後れをとっている。経済産業省は 2018 年 4 月、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックや 2025 年の大阪・関西万博を念頭に、外国人観光客によるキャッシュレス決済の利便性・効率性を高め、将来的にキャッシュレス決済率を 80%に引き上げることを目指すキャッシュレス化に向けた提言をまとめた「キャッシュレス・ビジョン¹⁰²」を発表した。日本政府は、レストランや小売店など中小企業の事業主による電子決済システムの受け入れを拡大するため、税優遇措置や助成金の提供を行う¹⁰³ことや、2019 年 10 月の消費税増税対策の一環で、キャッシュレス決済を行った場合、消費者に最大 5%のポイントを還元することなどを具体策として提案している¹⁰⁴。

ハーバード大学法科大学院の Susan Crawford 教授は、2018 年に講演のため東京を訪問した際、小売店での決済に必要な現金を引き出すために米国のデビットカードが使える ATM を 3 台回ったとし、日本は現金と文化とのつながりが特に強いとの見方を示している。Crawford 教授は、現金に関する日本特有の特徴として、お年玉や結婚式等のお祝い事で現金を贈る習慣など儀礼的な場面での現金の果たす役割が強いことや、小売店のレジ係による釣銭の計算が非常に速く正確であり現金決済も効率的に処理されること、小規模小売店がクレジットカード会社に 3%の手数料を払わなければならないことを消費者が知っていることを挙げている。Crawford 教授は、複雑な納税プロセスなど、日本の行政システムのデジタル化はあまり進んでおらず、文化的な理由も手伝って、今後もアナログな手続きは存続するとの見方を示している¹⁰⁵。

他方で、こうした政府の動きに合わせて、みずほ銀行、三菱 UFJ 銀行、三井住友銀行の 3 大金融機関は QR コード決済(BankPay)の統一規格で合意し、各地域の金融機関で同決済システムを用いたキャッシュレス化を推進しているほか、イオングループは 2020 年までに同社の各店舗にクレジットカードでのタッチ決済に対応したレジを 10 万台導入する計画を明らかにするなど、主要業界でキャッシュレス化に向けた動きが活発化しており¹⁰⁶、東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う小売店でのキャッシュレス決済の普及を含め、今後の動向が注目される。

※ 本レポートは、その内容に関する有用性、正確性、知的財産権の不侵害等の一切について、執筆者及び執筆者が所属する組織が如何なる保証をするものでもありません。また、本レポートの読者

¹⁰⁰ フリクションレス決済(frictionless payments)とは、購入機会を消費者の日常生活・環境にシンプルかつシームレスに取り込むためのデバイス、アプリ、ウェブサイトのデータを用いた決済手法のこと。

<https://www.blmtechnology.com/company/blog/what-are-frictionless-payments/>

¹⁰¹ <https://bravenewcoin.com/insights/will-millennials-be-a-cashless-generation>

¹⁰² <https://www.meti.go.jp/press/2018/04/20180411001/20180411001-1.pdf>

¹⁰³ <https://edgy.app/japan-ecommerce-system>

¹⁰⁴ https://cashless.go.jp/assets/doc/gaiyou_cashless_kessai.pdf

¹⁰⁵ <https://www.wired.com/story/japan-holdout-asia-cash-free-future/>

¹⁰⁶ <https://www.japantimes.co.jp/news/2018/06/19/business/japan-pushes-use-cashless-payments-olympics-approach-banks-strain/#.XL2MA-gzZPY>

が、本レポート内の情報の利用によって損害を被った場合も、執筆者及び執筆者が所属する組織が如何なる責任を負うものでもありません。